

情報公開規則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人海の達人（以下「海の達人」という。）が、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めるところにより、海の達人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(海の達人の責務)

第2条 この規則の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に対する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(情報公開の対象書類)

第3条 情報公開の対象書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款
- (2) 役員及び理事名簿
- (3) 事業計画書並びに事業報告書及びその附属明細書
- (4) 収支予算書並びに決算書及び監査報告書

(情報公開の方法)

第4条 海の達人は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、この規則及び個人情報保護に関する法の定めるところに従い、前条の情報公開対象書類を主たる事務所への備え置き又は電磁的方法（「インターネット」の利用）により公開を行う。

(備え置き書類の閲覧等の場所及び日時)

第5条 海の達人は、第3条に定める書類を主たる事務所に常時備え置くものとする。

2. 閲覧等は、法令による休祭日、海の達人が定める休日及び事業実施日を除き、午前10時から午後4時までの間、海の達人が指定する場所とする。
3. 閲覧等に当たり、正当な理由を有しない者に対してはこの限りでない。

(閲覧等に関する事務)

第6条 情報公開対象資料の閲覧等の申請がある場合は、次に定めるところにより取り扱うこととする。

- (1) 様式1に定める閲覧等申請書に必要な事項の記入を求め、その提出を受ける。
- (2) 謄写の請求については、請求した者から指定金額を徴収する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項が生じた場合は、別途定めることとする。

附則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。